

【～保護者の皆様へ～】

令和7年度作成

「虐待の問題や生徒指導上の問題に関する法規及び学校による通報等の対応について」

学校は児童の「安心・安全な居場所」づくりを推進しています。

【虐待の事案(疑いも含む)について学校が把握した場合】

保護者の皆様への了承もなく、子ども相談センター等へ、「通告」する義務が法律で定められています。

「児童虐待の防止に関する法律(児童虐待に係る通告)第6条1項」

①【虐待の問題】

学校等の
通告義務

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| →(1)明らかな傷があり、身体的虐待が疑われる場合。 | 打撲傷・あざ(内出血)・骨折・刺傷・やけど等 |
| →(2)生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合。 | 栄養失調・医療放棄 等 |
| →(3)性的虐待が疑われる場合。 | 当該児童からの相談 等 |
| →(4)子どもが家に帰りたくないと言った場合。 | 当該児童が保護・救済を求めている場合 |

◎児童虐待の判断は、「中央子ども家庭センター」(大阪府)・「まるっと子どもセンター」(枚方市)が行います。



【下記の事案(疑いも含む)について学校が把握した場合】

警察へ相談・通報することがあります。

②【生徒指導上の問題】(抵触する可能性がある刑罰法規の例について)

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| (1) 自転車や携帯電話等を故意に壊される。教科書やノート等を破かれる。 | 「器物損壊等」(刑法第261条) |
| (2) 断れば危害を加えるなどと脅され、現金等を巻き上げられる。 | 「恐喝」(刑法第249条) |
| (3) 教科書やカバン等の所持品を盗まれる。 | 「窃盗」(刑法第235条) |
| (4) コンビニ等で万引きさせられる。家の現金等を持ち出させられる。 | 「強要」(刑法第223条) |
| (5) 学校に来たら、危害を加えたり、脅される。 | 「脅迫」(刑法第222条) |
| (6) プロレス等と称して、同級生に押さえつけられたり、投げられたりする。 | 「暴行」(刑法第208条) |
| (7) 顔面を殴打され、あごの骨を折る等、ケガを負わせられる。 | 「傷害」(刑法第204条) |
| (8) 無理矢理、恥ずかしいことをされそうになる。 | 「強制わいせつ」(刑法第176条・第180条) |

(参考)早期に警察へ相談・通報すべき「いじめ事案」について(通知)<文部科学省 H25.5>

いじめられている児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察へ通報することが必要とされています。

③【情報モラルに関する問題】

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 特定の人物が誹謗中傷され、インターネットのサイトに悪口を書かれる。 | 「名誉棄損 侮辱 刑法第230 231 条」 |
| (2) インターネットのサイトにわいせつ画像を掲載される。 | 「児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律第7条」 |
| (3) 自分になりすまされ、自分のIDを他人に使用される。 | 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条」 |